

6-4 基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり
(5) 高齢者の権利擁護

掲載ページ	100	事務事業名	成年後見制度利用支援事業		担当課	高齢福祉介護課 障害福祉課
事業の概要	成年後見制度の普及啓発を行う。制度の利用が必要でありながら、身寄りがない場合等、当事者による申立てが期待できない状況にある方について、市長申立てを行う。また、制度を利用するにあたり、必要となる費用を負担することが困難である方に対し、当該費用の全部または一部を助成する。					
事業の目的	認知症高齢者等の支援。					
評価の指標	成年後見制度市長申立て件数：各年度8件					
27年度	目標値	8件	評点	A	評価	市民を対象とした成年後見制度講演会を開催し、普及啓発を図った。身寄りのない認知症高齢者の権利擁護が図れるよう市長申立てを行った。手続きを進めるに当たり、親族の有無や関わりを丁寧に調査した。
	実績	3件			今後の取組	成年後見制度の利用促進が図れるよう、引き続き、普及啓発事業を行っていく。親族の支援が得られない認知症高齢者が増加していることから、迅速かつ適切に市長申立てに繋げていく。
掲載ページ	100	事務事業名	成年後見支援センターの運営		担当課	高齢福祉介護課 障害福祉課
事業の概要	市民からの成年後見制度に係る相談を専門的に受け付ける「成年後見支援センター」を設置・運営する。 「成年後見支援ネットワーク連絡協議会」の開催により、関係機関の連携を推進する。					
事業の目的	認知症高齢者等の支援。					
評価の指標	成年後見支援ネットワーク連絡協議会の開催回数：年6回					
27年度	目標値	6回	評点	S	評価	複雑化する成年後見制度の相談に成年後見支援センター職員が適切に応じた。市及び関係機関による事例検討や情報交換により、ネットワークの構築が進んだ。
	実績	6回			今後の取組	成年後見支援センターを引き続き、運営し、市民からの相談に応じる。成年後見支援ネットワーク連絡協議会を継続的に開催し、市と関係機関の連携を一層、強化する。
掲載ページ	100	事務事業名	市民後見人養成事業		担当課	高齢福祉介護課 障害福祉課
事業の概要	認知症高齢者等の増加に伴う成年後見制度のニーズに適切に対応することができるよう、また、認知症高齢者等の地域生活を市民が支えていくことができるよう「市民後見人」を確保できる体制を整備・強化する。					
事業の目的	認知症高齢者等の地域生活の支援及び地域福祉の推進。					
評価の指標	養成研修の実施回数：28年度 1回、29年度 1回					
27年度	目標値	—	評点	S	評価	28年度からの養成研修が円滑に実施できるよう「市民後見人養成あり方検討会」を開催し、市、市社協、県社協、専門職、相談支援事業者による支援体制を構築した。
	実績	—			今後の取組	28年度に市民後見人養成基礎研修、29年度に市民後見人養成実践研修を実施する。引き続き、関係機関と連携し、市民後見人の活動支援体制を整備する。

掲載ページ	100	事務事業名	高齢者虐待防止対策事業		担当課	高齢福祉介護課
事業の概要	「高齢者虐待防止法」の規定等に基づき、高齢者や養護者に対する相談、助言、指導を行う。また、高齢者の権利擁護や虐待防止の意識を高めていくため、関係機関・団体のネットワークを構築するとともに、市民への周知・啓発を図る。					
事業の目的	虐待を受けている高齢者の早期発見及び保護、高齢者及び高齢者を擁護する家族の支援					
評価の指標	普及啓発研修の開催回数:各年度1回					
27年度	目標値	1回	評点	S	評価	地域包括支援センターや居宅介護支援事業所、警察等からの高齢者虐待に関する相談・通報に対応した。地域包括支援センターや介護関係事業所向けの研修を開催し、虐待防止に向けた意識の醸成を図った。
	実績	1回			今後の取組	研修会等を継続的に開催することで、高齢者虐待に対する市、地域包括支援センター、介護関係事業所職員等の連携協力体制を整備し、高齢者虐待対応のスキルアップを図っていく。